

1. 新たな被害
想定等を踏
まえた見直
し**(1) 医療救護体制****① 医療救護活動の流れ**

(理由)現在の医療救護活動の流れを基本としつつも、想定される負傷者の数や搬送経路等の被害、他県の被災状況を考慮した見直しも必要ではないか。併せて、地域の状況に応じた具体的な医療救護活動の流れも計画に加える必要があるのではないか。

② 医療救護施設及び医療従事者等

(理由)被災現場には多くの負傷者が想定されることから、より被災者に近い場所における医療活動を充実させる必要があるのではないか。そのためにも医療救護所や救護病院の充実・拡大など、多くの医療機関及び医療従事者等の参画を位置づける必要があるのではないか。

③ 総合防災拠点

(理由)新たに整備する総合防災拠点は、全国からの支援物資や人員の受け入れ拠点となるほか、医療救護活動の支援機能を持たせることになっていることから、医療機能のあり方も含め、新たに医療救護体制の中に位置づける必要があるのではないか。

④ 長期浸水により取り残される入院患者への対策

(理由)長期浸水により取り残される入院患者について、老健施設なども選択肢の一つとする県内での(一時)転院受入体制や県外等への搬送も含めた対策の位置づけが必要ではないか。

⑤ 広域医療搬送

(理由)国において広域医療搬送の具体計画を検討中であり、その検討内容を踏まえた見直しが必要。

⑥ 災害垂急性期以降の内容の充実

(理由)現在の計画は、災害急性期とその後の被災地域における医療提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでの期間を対象としているが、主に災害急性期の記載となっており、それ以降については、今後、引き続き検討していくことになっていた。よって、東日本大震災の知見を踏まえた垂急性期以降についても内容を充実させる必要がある。

⑦ 外部からの応援の受入体制

(理由)現在、国において新しい被害想定に基づく外部からの応援部隊の具体計画を検討中であり、それらを受け入れる体制の位置づけが必要ではないか。

(2) 医薬品等及び輸血用血液の供給

(理由)新たな被害想定を踏まえた備蓄量や供給体制の見直しが必要。

2. 組織体制の
見直し**○ 医療本部及び支部機能****① 医療本部及び支部の体制**

(理由)現在、県庁内において、米国危機管理局の組織を参考とした現場重視の組織体制について、検討している。また、平成26年度より、県内5ヵ所に南海トラフ地震対策推進地域本部が設置され、総合防災拠点の整備や市町村の防災対策を支援することとしており、これらの体制を計画へ反映させる必要はないか。

② 関係機関等との連携体制

(理由)県及び市町村は、医師会等関係団体との連携に努めることになっているが、具体的な連携体制等について記載する必要はないか。また、今後別途、役割や担い手などの検討を予定している災害歯科コーディネーターの位置づけについては、その結果を反映させる必要がある。

3. その他

(1) 他の計画等の整合

(理由)改訂済又は改訂予定の高知県地域防災計画や南海トラフ地震応急対策活動要領、災害対策本部規程、高知DMAT運用計画などとの整合を図る必要がある。

(2) 表記、数値等の時点修正